



鳥取県公報

平成 20 年 11 月 28 日(金)
第 8 0 4 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	出納員の権限に属する事務の一部の委任 (772) (指導管理課) 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (773) (福祉保健課) 2
	建築士法第 15 条第 3 号に規定する者の認定基準 (774) (住宅政策課) 3
	土地改良法による換地計画の決定 (775) (耕地課) 5
	保安林の指定予定 (5 件) (776~780) (森林保全課) 5
	漁船損害等補償法による普通損害保険付保義務の同意 (781) (水産課) 8
	指定居宅サービス事業者の廃止 (782) (東部総合事務所福祉保健局) 8
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (783) (〃) 8
	指定居宅サービス事業者の廃止 (784) (西部総合事務所福祉保健局) 9
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (785) (〃) 9
◇ 公 告	ふぐ処理師試験の実施 (くらしの安心推進課) 9

告 示

鳥取県告示第772号

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第16号）第7条第2項に規定する徴収職員について、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納員をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成20年11月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
養育医療費の負担金の一部の収納事務
- 2 委任を受けた分任出納員
鳥取県西部総合事務所福祉保健局健康支援課
課長補佐 福本 俊長
健康増進係長 谷野 真由美
- 3 委任期間
平成20年11月17日から平成21年3月31日まで

鳥取県告示第773号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業者の名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年11月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会医療法人仁厚会	倉吉市山根43	介護老人保健施設ル・サンテリオン鹿野	鳥取市鹿野町今市80	平成20年10月1日
〃	〃	認知症高齢者グループホームしかの	〃	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
----	------------	------------	-------------	-------

社会医療法人仁厚会	倉吉市山根43	介護老人保健施設ル・サンテリオン鹿野	鳥取市鹿野町今市80	平成20年10月1日
〃	〃	認知症高齢者グループホームしかの	〃	〃

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
社会医療法人仁厚会	倉吉市山根43	介護老人保健施設ル・サンテリオン鹿野	鳥取市鹿野町今市80	平成20年10月1日

鳥取県告示第774号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第3号の規定に基づき、同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者を次のとおり定め、平成20年11月28日から施行する。

建築士法第15条第3号に規定する者の認定基準（平成10年鳥取県告示第270号。以下「旧告示」という。）は、平成20年11月27日限り廃止する。

平成20年11月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

建築士法第15条第3号に規定する者の認定基準

- 1 次の表の学校の欄に掲げる学校において、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の実務年数の欄に掲げる年数以上の建築実務（建築士法第14条第1号に規定する建築実務をいう。以下同じ。）の経験を有することとなる者

学校	科目	実務年数
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校	平成20年国土交通省告示第743号（建築士法第15条第1号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件。以下「告示第743号」という。）の第1に規定する科目（告示第743号第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	告示第743号の第1に規定する科目（告示第743号第1各号中「40単位」とあるのは「20単位」と読み替えるものとする。）	2年
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校又は職業能力開発短期大学校	告示第743号の第1に規定する科目	0年
	告示第743号の第1に規定する科目（告示第743号第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	告示第743号の第1に規定する科目（告示第743号第1各号中「40単位」とあるのは「20単位」と読み替えるものとする。）	2年
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	平成20年国土交通省告示第744号（建築士法第15条第2号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件。以下「告示第744号」という。）の第1に規定する科目（告示第744号第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。）	4年

注 この表の科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。

- 1 学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあつては、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の規定の例によるものとする。

- 2 学校教育法による短期大学にあつては、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の規定の例によるものとする。
 - 3 学校教育法による高等専門学校にあつては、高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の規定の例によるものとする。
 - 4 防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあつては、大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。
 - 5 職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあつては、短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。
 - 6 学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあつては、高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の規定の例によるものとする。
- 2 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校において、同表の修業年限の欄に掲げる年数以上教育を受け、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の実務年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有することとなる者

学校	修業年限	科目	実務年数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校	2年	告示第743号の第1に規定する科目	0年
		告示第743号の第1に規定する科目（告示第743号第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
		告示第743号の第1に規定する科目（告示第743号第1各号中「40単位」とあるのは「20単位」と読み替えるものとする。）	2年
	1年	告示第744号の第1に規定する科目	3年
学校教育法による中学校	2年	告示第744号の第1に規定する科目（告示第744号第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。）	4年
	1年	告示第744号の第1に規定する科目（告示第744号第1各号中「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。）	5年

注 この表の科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法による専修学校にあつては専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとし、学校教育法による各種学校にあつては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 3 次の表の学校の種類の欄に掲げる学校を卒業した後、さらに職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において、同表の修業年限の欄に掲げる年数以上職業訓練を受け、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した後、同表の実務年数の欄に掲げる年数以上の建築実務の経験を有することとなる者

学校の種類	修業年限	科目	実務年数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	3年	告示第743号の第1に規定する科目（告示第743号第1各号中「40単位」とあるのは「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	2年	告示第743号の第1に規定する科目（告示第743号第1各号中「40単位」とあるのは「20単位」と読み替えるものとする。）	2年
	1年	告示第744号の第1に規定する科目	3年
学校教育法による中学校	3年	告示第744号の第1に規定する科目	3年
	2年	告示第744号の第1に規定する科目（告示第744号第1各号中「20単位」とあるのは「15単位」と読み替えるものとする。）	4年
	1年	告示第744号の第1に規定する科目（告示第744号第1各号中「20単位」とあるのは「10単位」と読み替えるものとする。）	5年

注 この表の科目の欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

- 4 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18に規定する建築設備士
- 5 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧告示第1項から第6項までに掲げる課程を修めて卒

業した者で、建築に関する実務（写図工又は労務者としての業務及び庶務、会計その他これらに類する事務を除くものとする。）の経験年数は当該各号に定める年数に満たないが、当該経験年数と施行日以後の建築実務の経験年数を合わせた年数は当該各号に定める年数以上となるもの

6 施行日前から引き続き旧告示第1項から第3項まで又は第6項に掲げる課程に在学する者で、施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、当該各項に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの

7 前各項に掲げる者のほか、知事が建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

鳥取県告示第775号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る内海中地区（第1工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成20年11月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成20年11月28日から同年12月18日まで

3 縦覧に供する場所

鳥取市役所

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第776号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年11月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 保安林予定森林の所在場所

鳥取市鹿野町宮方字奥谷口341から343まで

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第777号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年11月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡八頭町北山字堂空510の1、511、512の1、512の2、字八幡馬場416、418、字寺屋敷346、349
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第778号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年11月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
八頭郡八頭町日田字野口山1129
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第779号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年11月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
日野郡日南町生山字板井谷山625の6、625の7
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第780号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年11月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
日野郡日野町高尾字上へノ山395の1、397の2、字小吹屋敷廻り435から437まで
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧

に供する。)

鳥取県告示第781号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、鳥取中央加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

平成20年11月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第782号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年11月28日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上 英明	鳥取市末広温泉町566	わかさ生協診療所	八頭郡若桜町大字若桜1200-1	短期入所療養介護	平成20年10月31日

鳥取県告示第783号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成20年11月28日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合 組合長理事 山上 英明	鳥取市末広温泉町566	わかさ生協診療所	八頭郡若桜町大字若桜1200-1	介護予防短期入所療養介護	平成20年10月31日

鳥取県告示第784号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年11月28日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	居宅サービス事業を行っていた事業所の名称	居宅サービス事業を行っていた事業所の所在地	居宅サービスの種類	廃止年月日
株式会社ハピ ネライフケア 鳥取 代表取締役 太田 喜弘	米子市錦町三 丁目77	ハピネヘルパース テーション西福原	米子市米原七丁目2 -21	訪問介護	平成20年11 月1日

鳥取県告示第785号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成20年11月28日

鳥取県西部総合事務所長 河 原 正 彦

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業を行っていた事業所の名称	介護予防サービス事業を行っていた事業所の所在地	介護予防サービスの種類	廃止年月日
株式会社ハピ ネライフケア 鳥取 代表取締役 太田 喜弘	米子市錦町三 丁目77	ハピネヘルパース テーション西福原	米子市米原七丁目2 -21	介護予防訪問 介護	平成20年11 月1日

公 告

鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号）第5条の規定に基づき、ふぐ処理師試験を次のとおり実施する。

平成20年11月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

- (1) 学科試験 平成21年1月29日(木) 午前10時から正午まで
- (2) 実技試験 平成21年1月29日(木) 午後1時から

2 試験の場所

倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷

3 受験資格を有する者

次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 調理師法(昭和33年法律第147号)第2条に規定する調理師
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者であつて、食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条第14号の魚介類販売業(以下単に「魚介類販売業」という。)、同条第16号の魚肉ねり製品製造業(以下単に「魚肉ねり製品製造業」という。)又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの

4 試験科目

- (1) 衛生関係法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品衛生学
- (4) ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識
- (5) ふぐ処理の実技(毒性臓器の鑑別を含む。)

5 受験願書の受付期間

平成20年1月5日(月)から同月14日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

なお、郵送等による場合は、当該期間内に到達したものに限り、受け付ける。

6 受験願書の提出先

鳥取県東部総合事務所、鳥取県中部総合事務所又は鳥取県西部総合事務所の生活環境局(住所地を管轄するものとする。以下「生活環境局」という。)

7 受験願書の添付書類

- (1) 写真(出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの大きさのもので、裏面に氏名及び撮影日を記入したもの)
- (2) 3(1)の受験資格を有する者にあつては、調理師免許証の写し
- (3) 3(2)の受験資格を有する者にあつては、次に掲げる書類
 - ア 学校教育法第57条に規定する者であることを証する卒業証明書又は卒業証書の写し
 - イ 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事していることを証する書類

8 受験手数料及びその納付方法

受験手数料は、9,040円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

また、受験手数料のほか、実技試験に用いるふぐの代金が必要となる。その金額及び納付方法については、受験願書等の書類の交付の際に、生活環境局に問い合わせること。

9 受験に当たっての注意事項

- (1) 受験者は、試験当日、試験開始の10分前までに集合すること。なお、受付は、午前9時20分から開始する。
- (2) 受験者は、次のものを持参すること。
 - ア 学科試験
受験票及び筆記用具
 - イ 実技試験
受験票、白衣、包丁、ふきん、白帽又は三角きん及び清潔な履物

10 合格者の発表

合格者の受験番号を平成20年2月13日（金）に生活環境局において掲示するとともに、くらしの安心推進課のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kurashi>）に掲載する。なお、同日付けで受験者全員に結果を通知する。

11 その他

- (1) 提出した書類が虚偽の内容を記載し、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。
- (2) 試験の得点については、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第2項の規定に基づき開示するので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日から1月の間に鳥取県生活環境部くらしの安心推進課又は生活環境局に受験票を提示してその旨を申し出ること。
- (3) 試験の詳細については、下記に問い合わせること。

- | | | |
|---------------|--------------|----------------|
| ・くらしの安心推進課 | 鳥取市東町一丁目220 | (0857-26-7185) |
| ・東部総合事務所生活環境局 | 鳥取市立川町六丁目176 | (0857-20-3678) |
| ・中部総合事務所生活環境局 | 倉吉市東巖城町2 | (0858-23-3150) |
| ・西部総合事務所生活環境局 | 米子市糺町一丁目160 | (0859-31-9321) |